

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 寄附金の納付方法の拡大を図るため、寄附金に係る納付の方法の特例を設けることができることとする。
- (2) クレジットカードにより納付することができる歳入を明らかにするため、指定代理納付者を指定したときは、その氏名等を告示することとする。

2 規則の概要

- (1) 寄附金のうち、その性質上納付書によりがたいものとして庶務集中局長が認めるものについては、納付者は、庶務集中局長が別に定める方法により納付することができることとする。
- (2) 知事は、指定代理納付者を指定したときは、その氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）、納付させる歳入並びに歳入を納付させる期間を告示するものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。